

セーフティネット保証1号に係る提出書類等について (連鎖倒産防止関連)

1 認定基準（以下のいずれかに該当すること）

- イ セーフティネット保証1号の指定事業者に対し、50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- ロ セーフティネット保証1号の指定事業者に対し、50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該取引期間（※1）における全取引額（※2）に占める指定事業者との取引額（※3）の割合が20%以上であること。

（※1）原則最近6箇月又は12箇月のいずれかとします。
 （※2）取引額は「売上高」又は「商品仕入額」のいずれかとします。
 （※3）指定事業者と直接の取引を有している（又は有していた）ことが必要です。

2 認定申請に係る提出書類

(1) 申請者が法人の場合

1	1号認定申請書	1部
2	履歴事項全部証明書等の、登記情報が確認できる資料（写し可） ※ 認定申請日から3箇月以内に発行されたもの ※ 京都市内に事業所があることを確認できない場合、許認可証や賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	1部
3	売上台帳（又は請求書）の写し ※ 売掛金債権等を有していることが確認できない場合、裁判所からの通知書等を追加で求めることがあります。	1部
4	【ロの場合】当該取引期間の試算表及び売上台帳（又は仕入台帳）の写し	各1部

(2) 申請者が個人の場合

1	1号認定申請書	1部
2	直近の確定申告書の写し ※ 京都市内に事業所があることを確認できない場合、許認可証や開業届、賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	各1部
3	売上台帳（又は請求書）の写し ※ 売掛金債権等を有していることが確認できない場合、裁判所からの通知書等を追加で求めることがあります。	1部
4	【ロの場合】当該取引期間の試算表及び売上台帳（又は仕入台帳）の写し	各1部

3 留意事項

- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がありますので、金融機関等との事前事後の御相談は十分に行ってください。
- 認定書を用いて信用保証協会へ申込みができる期間は発行日から起算して30日間です。